



平成 25 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ウェアハウス

代表取締役社長 清水 松生

(コード番号4724 東証1部)

問 合 せ 先 取締役管理統括マネージャー 植田 季明

電 話 番 号 03-3860-7801 (代表)

E-mail:whk@warehouse.co.jp

<http://www.warehouse.co.jp/>

支配株主である株式会社ゲオホールディングスによる当社株券等に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ゲオホールディングスは、平成 25 年 2 月 8 日から平成 25 年 3 月 25 日を公開買付け期間として当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

(添付資料) 平成 25 年 3 月 26 日付「株式会社ウェアハウス株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



平成 25 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 **株式会社ゲオホールディングス**  
本社住所 愛知県春日井市宮町一丁目1番地1  
代表者名 代表取締役社長 遠藤 結蔵  
(コード番号:2681 東証・名証 第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 吉川 恭史(TEL0568-33-4388)

## 株式会社ウェアハウス株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ゲオホールディングス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 2 月 7 日開催の取締役会において、株式会社ウェアハウス（コード番号：4724 東証第一部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 25 年 2 月 8 日から本公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが平成 25 年 3 月 25 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社ゲオホールディングス  
愛知県春日井市如意申町五丁目 11 番地の 3

##### (2) 対象者の名称

株式会社ウェアハウス

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 平成 20 年 3 月 27 日開催の対象者定時株主総会及び平成 20 年 4 月 7 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

##### (4) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数       | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-------------|----------|----------|
| 3,474,744 株 | — 株      | — 株      |

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日までに本新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注3) 買付予定数は本公開買付けにより当社が取得する可能性のある対象者の株券等の最大の数(3,474,744株)を記載しています。

これは、①対象者が平成24年11月8日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(10,728,000株)から、②同日現在の対象者が所有する自己株式数(805,056株)及び本日現在における当社が所有する対象者株式の数(6,460,200株)を控除した株式数に、③対象者が平成24年6月28日に提出した第33期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(180個)の目的となる対象者株式の数(18,000株)から当社が対象者より平成24年12月28日に報告を受けた平成24年5月31日以降平成24年12月28日までに減少した本新株予約権60個の目的となる対象者株式の数(6,000株)を控除した数(12,000株)を加算した株式数です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成25年2月8日(金曜日)から平成25年3月25日(月曜日)まで(30営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金300円

② 新株予約権 1個につき金1円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成25年3月26日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において、報道機関に公表いたしました。

## (3) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類            | ① 株式に換算した応募数 | ② 株式に換算した買付数 |
|------------------|--------------|--------------|
| 株 券              | 2,607,637 株  | 2,607,637 株  |
| 新株予約権証券          | — 株          | — 株          |
| 新株予約権付社債券        | — 株          | — 株          |
| 株券等信託受益証券<br>( ) | — 株          | — 株          |
| 株券等預託証券<br>( )   | — 株          | — 株          |
| 合 計              | 2,607,637 株  | 2,607,637 株  |
| (潜在株券等の数の合計)     | —            | ( — 株)       |

## (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

|                                  |          |                              |
|----------------------------------|----------|------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 64,602 個 | (買付け等前における株券等所有割合<br>65.03%) |
| 買付け等前における特別関係者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 544 個    | (買付け等前における株券等所有割合<br>0.55%)  |
| 買付け等後における公開買付者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 90,678 個 | (買付け等後における株券等所有割合<br>91.27%) |
| 買付け等後における特別関係者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | — 個      | (買付け等後における株券等所有割合<br>—%)     |
| 対象者の総株主等の議決権の数                   | 99,218 個 |                              |

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 24 年 11 月 8 日に提出した第 34 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の個数です。ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第 2 四半期報告書に記載された総株主の議決権の数 99,218 個に、対象者の上記第 2 四半期報告書に記載された対象者の上記第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の単元未満株式数 (1,200 株) から、対象者の上記第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する単元未満自己株式数 (56 株) を控除した 1,144 株に係る議決権の数 (11 個) 及び対象者が平成 24 年 6 月 28 日に提出した第 33 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 5 月 31 日現在の本新株予約権 (180 個) の目的となる対象者株式の数 (18,000 株) から当社が対象者より平成 24 年 12 月 28 日に報告を受けた平成 24 年 5 月 31 日以降平成 24 年 12 月

28日までに減少した本新株予約権60個の目的となる対象者株式の数(6,000株)を控除した数(12,000株)に係る議決権の数(120個)を加算した議決権の数99,349個を分母として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成25年3月28日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付けが、平成25年2月7日付けで公表した「株式会社ウェアハウス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

なお、対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、当社は、本公開買付け後の一連の取引により、対象者を当社の完全子会社とすることを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の具体的な手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

また、本公開買付けが、当社の今期の連結業績へ与える影響は軽微です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ゲオホールディングス 愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上